

(自動車の基準に関する日本側書簡)

(訳文)

本使は、環太平洋パートナーシップ協定の附属書二―Dに添付される自動車の貿易に関する日本国とアメリカ合衆国との間の付録（日本国の付録D―1及びアメリカ合衆国の付録D）第三条の規定に関する日本国政府の認識を通報することを喜ばしく思います。

日本国の道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）に基づく日本国の権限のある当局が当該付録第三条に定めるところにより二十十五年四月一日時点で特定した安全規則の要件に関し、日本国の権限のある当局である国土交通省が対応する同法に基づく要件よりも緩やかなものでないと認めたアメリカ合衆国の連邦自動車安全基準に基づく要件は、次のとおりです。

- 1 前面衝突（フルラップ）（FMVSS二〇八）
- 2 後面衝突（FMVSS三〇一）
- 3 内装材料の難燃性（FMVSS三〇二）

- 4 番号灯 (FMVSS 一〇八)
- 5 車室内後写鏡の衝撃緩和 (FMVSS 一一一)
- 6 乗用車等の風防ガラス用窓拭き器及び洗浄液噴射装置 (FMVSS 一〇四)
- 7 風防ガラス用防霜・防曇装置 (FMVSS 一〇三)

二千十六年二月四日

アメリカ合衆国駐在

日本国特命全権大使 佐々江賢一郎

合衆国通商代表 マイケル・B・G・フロマン閣下